

面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書例

本報告書および意見書は、改正労働安全衛生規則第 52 条の 6 の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを 5 年間保存すること。当該記録は労働者の疲労の蓄積の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）に基づく面接指導の結果の記録に該当するものです。

面接指導結果報告書					
対象者	事業場名		TEL		
	氏名		所属	部	課
			男・女	年齢	歳
疲労の蓄積の状況	0. なし 1. 軽 2. 中 3. 重	特記事項			
配慮すべき心身の状況	0. なし 1. あり				
判定区分	診断区分	0. 異常なし 1. 要観察 2. 要医療	事後措置として 指導・勧告 の必要性	0. 不要	1. 要
	就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限 2. 要休業		必要事項	
	指導区分	0. 指導不要 1. 要保健指導 2. 要医療指導		下記意見書に記入	

医師の所属先	年 月 日（実施年月日）	印
	医師氏名	

事後措置に係る意見書				
就業上の措置	労働時間の短縮	0. 特に指示なし	3. 就業の禁止（休暇・休養の指示）	
		1. 時間外労働の制限 _____ 時間 / 月まで	4. その他	
		2. 就業時間を制限 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分		
	労働時間以外の項目 （具体的に記述）	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他	
		1)		
2)				
措置期間	_____ 日・週・月 （次回面接予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日）			
医療機関への受診配慮等				
連絡事項等				

医師の所属先	年 月 日（実施年月日）	印
	医師氏名	

事業所長	人事	部長	課長

（財）産業医学振興財団
「長時間労働者への面接指導マニュアル（地域産業保健センター用）」より（一部改編）